

陳 情 回 答 綴

(陳情第 28 号～第 40 号)

令和 8 年第 3 回 市議会委員会審査分

堺 市 議 会

目 次

陳情第 28号	行政にかかる諸問題について……………	1
陳情第 29号	行政にかかる諸問題について……………	21
陳情第 30号	行政にかかる諸問題について……………	35
陳情第 31号	行政にかかる諸問題について……………	41
陳情第 32号	行政手続の事務処理について……………	43
陳情第 33号	加齢性難聴者への支援について……………	45
陳情第 34号	HPV等ワクチンについて……………	47
陳情第 35号	放課後施策について……………	49
陳情第 36号	登美丘南公園の周辺整備について……………	53
陳情第 37号	公共交通について……………	55
陳情第 38号	公共交通について……………	59
陳情第 39号	支援学校について……………	61
陳情第 40号	図書館行政について……………	63

番 号	陳情第28号
件 名	行政にかかる諸問題について
審 査 委 員 会	議会運営委員会
審査日	6月12日
<p>(審査結果)</p> <p>第1項</p> <p>堺市議会では、市民の皆様に議会活動の内容を分かりやすくお伝えするため、広報さかいに「議会のうごき」を掲載しています。「議会のうごき」では、本会議や委員会において議論した事項をできるだけ詳しく掲載するとともに、重要な議案に対する会派等の賛否を表形式で掲載するなど、内容の充実に努めています。</p> <p>また、議案や審議等の詳細については、広報さかいでは紙面のスペースに制約があるため、堺市議会ホームページで議案書や会議録、インターネット議会中継をご覧いただけるようにし、「議会のうごき」の紙面に二次元コードを掲載して当該情報にアクセスしやすいよう工夫するなど、情報発信の充実に図っています。</p> <p>「議会だより」の別刷り折込みについては、多くの紙資源と多額の経費を要するなどの課題もあり、現在のところ行っていません。これらの現状により、広報さかいの紙面に「議会のうごき」を掲載しているものです。</p> <p>今後とも、広報さかいや堺市議会ホームページなどを通して、市民の皆様に議会情報をより一層分かりやすくお伝えするよう努めてまいりますので、ご理解のほどよろしくお願い致します。</p>	

番 号	陳情第28号	所管局	総務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第2項（行政部行政総務課）（堺区役所企画総務課）（中区役所企画総務課）（東区役所企画総務課）（西区役所企画総務課）（南区役所企画総務課）（北区役所企画総務課）（美原区役所企画総務課）</p> <p>すべての人が安心して利用できる市役所・区役所の環境整備は重要であると認識しています。</p> <p>視覚障害者をはじめ、障害のある方への来庁時のサポート体制は有効な手段の一つと考えられますが、必要とされる支援には専門的な対応を要するものもあり、現行の人員体制での職員配置は難しい状況であることから、必要に応じて案内やお声がけを行うなど、適切な対応に努めています。</p> <p>今後も、障害のある方をはじめ、すべての人が利用しやすい市役所・区役所をめざし、引き続き環境整備に取り組めます。</p> <p>第3項（行政部行政総務課）</p> <p>自衛官募集事務は、自衛隊法第97条第1項及び同施行令第162条の規定に基づき、都道府県及び市町村が処理する法定受託事務とされています。本市においては、同施行令第119条に基づく募集に関する広報宣伝について、自衛隊からの依頼に応じ、懸垂幕の掲示などの広報協力を行っているところです。</p> <p>一方で、自衛隊が実施する広報活動については、自衛隊の判断により行われているものであり、その個別の実施内容について本市が関与する立場にはありません。</p> <p>引き続き本市では、自衛官募集事務について、自衛隊法等の関係法令に基づき適正かつ確実な事務処理に取り組めます。</p>			

番 号	陳情第28号	所管局	財政局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第4項（財政部財政課）</p> <p>本市では、子育て支援や市内各エリアの魅力創出などの施策をさらに推進するため、国の施策・予算について提案・要望活動を実施しています。「令和8年度 国の施策・予算に関する提案・要望書」においては、人件費、扶助費、物価や労務単価の上昇等による物件費の増加の影響を含む地方の財政需要や地方税等の収入を的確に見込むことで、地方交付税総額について必要額を確保することを要望しています。</p>			

番 号	陳情第28号	所管局	選挙管理委員会事務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第5項（選挙管理委員会事務局）</p> <p>期日前投票制度の浸透に伴い、全投票者数に占める期日前投票所の利用者数の割合は年々増加を続けており、期日前投票所の増設は、有権者の利便性の向上に資するものと認識しています。</p> <p>前回の選挙のような選挙日程の確定が直前である衆議院議員総選挙では、選挙を適切に執行するために必要な会場の確保自体が難しいですが、任期満了の選挙については、今後も区選挙管理委員会と協議しながら、運営できる人員体制を確保し、期日前投票所の増設ができるように取り組みます。</p> <p>また、投票所のバリアフリー化については、臨時的にスロープを設置する等により段差解消を図っております。さらに、点字器、車イス、コミュニケーションボードなどを投票所に設置し、高齢者や障害者を含むすべての人が、投票しやすい環境の整備を推進しております。</p>			

番 号	陳情第28号	所管局	危機管理室
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第6項（危機管理室防災課）（教育委員会事務局学校管理部学校施設課）</p> <p>本市における避難所となる市立学校体育館への空調整備については、近年の猛暑や自然災害の激甚化・頻発化への対応を一層急ぐ必要があると考えています。</p> <p>そこで、当初は令和7年度から11年度までの5か年で整備工事を完了させる計画としていましたが、整備に要する人員体制の強化等を図ることにより、事業期間を令和7年度から10年度までの4か年に前倒しました。</p> <p>現在は、この1年短縮した事業計画に基づき、整備完了に向けて、設計及び工事を着実に進めています。</p>			

番 号	陳情第28号	所管局	市民人権局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第7項（市民生活部生涯学習課）</p> <p>公民館は、社会教育法第20条に基づき、生涯学習の推進、地域の振興、住民相互の交流を図ることを目的として設置している施設であり、お住まいの区域にかかわらずどなたでもご利用いただけます。公民館を新たに設置する予定はございませんが、市内に設置している6つの公民館をご活用ください。</p> <p>ご利用に際しては、お住まいの地域によっては距離があり、ご不便をおかけする場合もございますが、今後も市民の皆様にとって利用しやすい施設となるよう努めます。</p> <p>第8項（ダイバーシティ推進部ダイバーシティ企画課）</p> <p>令和8年3月に閣議決定された「第6次男女共同参画基本計画」において、夫婦の氏（姓）に関する具体的な制度のあり方について、国民の意見や国会における議論の動向を注視しながら、司法の判断も踏まえ、更なる検討を進めることとされており、国において検討、議論されるべきであると考えています。今後も国の議論や司法の動向等について情報収集に努めます。</p> <p>第9項（ダイバーシティ推進部ダイバーシティ企画課）（教育委員会事務局学校教育部学校保健体育課）</p> <p>コロナ禍で顕在化した「生理の貧困」問題は、単に、経済的な理由で生理用品を購入できないということだけでなく、女性の健康や尊厳に関わる重要な課題です。その課題には様々な背景や事情があると考えられ、困難や不安を抱える女性が相談しやすい環境を整備し必要な支援につなげることが重要です。男女共同参画センター及び男女共同参画交流の広場では、様々な不安や悩みを抱える女性に対し、専門の相談員による相談・支援を実施しており、相談の中で必要に応じて生理用品をお渡ししています。また、相談・支援につながりにくい若年層を対象に、若者が多く集まるイベントにおいて、相談窓口案内シールを貼付した生理用品を配布しています。</p> <p>学校において、児童生徒から生理用品の持参を忘れた旨等の相談を受けた場合に、生理用品を配布する際に、必要に応じて児童生徒の心身の健康状態等の把握など、保健室等で対面により個別に対応することが適切であると考えています。</p> <p>なお、各校において、衛生面や安全面での懸念がないと判断した場合には、対面による配布と並行して、トイレ等に設置する方法での配布も可能としています。</p>			

番 号	陳情第28号	所管局	市民人権局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第10項（ダイバーシティ推進部人権推進課）（教育委員会事務局学校教育部人権教育課）</p> <p>堺市議会による「非核平和都市宣言に関する決議」の趣旨を踏まえ、本市では、戦争の悲惨さ、平和の尊さを次世代に伝えるため、平和と人権資料館における戦争の実相を伝える展示、堺大空襲語り部（ピースメッセンジャー）の紹介や次世代の語り部の育成、平和と人権展の開催など、平和に関する取組を推進しています。</p> <p>また、平和な社会を実現するために活動している団体に対しては、今後も引き続き後援や協働などを通じ協力します。</p> <p>学校教育においては、平和や生命の尊さを理解し、我が国の文化や伝統に誇りをもち、国際社会の一員として、こどもたちが世界平和に貢献する資質や態度を育成できるよう、引き続き学校園での平和教育に取り組みます。</p> <p>第11項（ダイバーシティ推進部人権推進課）</p> <p>本市においては、堺市議会による「非核平和都市宣言に関する決議」の趣旨を踏まえ施策に取り組んでおり、「核兵器禁止条約」についても、本市も加盟している平和首長会議から日本政府に対して署名・批准を求めています。</p>			

番 号	陳情第28号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第12項（保健所感染症対策課）</p> <p>高齢者の帯状疱疹ワクチン、肺炎球菌ワクチンは予防接種法において「個人の発病又はその重症化を防止すること」を目的とするB類疾病の定期予防接種に該当しており、本市では同法に基づき、主として65歳以上の方を対象に接種費用の一部をご負担いただき実施しています。ただし、市民税非課税世帯、生活保護世帯等の方については、経済的負担が接種控えにつながらないように自己負担金を免除していますのでご理解をお願いします。</p> <p>本市としては、現行の予防接種制度を持続可能なものとするため、現時点では高齢者の帯状疱疹ワクチン及び肺炎球菌ワクチンについて、対象年齢の60歳への引き下げや2回目以降の公費補助、後期高齢者の対象年齢の見直しを実施する予定はありません。今後も予防接種の実施については、国及び府内自治体等の動向を注視します。</p> <p>第13項（長寿社会部国民健康保険課）</p> <p>基金の繰入については、保険料率抑制を目的とした繰入れは行わないよう国が示しており、「大阪府国民健康保険運営方針」においても令和6年度の保険料率完全統一後は「保険料率引下げを目的とする基金の繰入れは認めない」こととされています。</p> <p>なお、本市としては、統一保険料率についてもより一層の低減が必要であると考え、大阪府から国に対し更なる公費投入の拡充を求めことや、被保険者の急激な負担増加の更なる抑制のための方策や特段の財政支援措置等を大阪府が講じることを引き続き検討するよう意見具申を行いました。その結果、令和6年度から府内全体で保険料率の抑制策が実施されることとなりました。</p> <p>また、国に対し、国民健康保険制度の構造的な問題の解決として医療保険制度を一本化するなどの抜本的な改革を行うよう、また、改革が行われるまでの間は、国民健康保険財政に対し国庫等の公費負担の更なる引上げ等を行うよう要望しています。</p> <p>第14項（長寿社会部長寿支援課）</p> <p>高齢者の方に多いとされる加齢性難聴は、地域特有の事象ではなく全国的な事象であることから、加齢性難聴者の補聴器購入助成は、全国一律の基準で実施されるべきものであると考えています。</p> <p>引き続き、国に対し補聴器購入に係る全国一律の公的補助制度の創設について、政令指定都市共同で要望します。</p> <p>なお、本市では、高齢者が自身の聴力の変化に早期に気づき、医療機関の受診を含めた適切な対応につながるよう、関係機関と連携して加齢性難聴に関する啓発に取り組んでいます。</p>			

番 号	陳情第 2 8 号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第 1 5 項（長寿社会部介護保険課）</p> <p>介護保険料については、所得が著しく減少した方や災害により被害を受けた方を対象とした減免のほか、本市独自の施策として、収入や資産について一定の要件を定めて軽減する減免措置を実施しています。</p> <p>サービス利用料については、その負担があまり高額とならないように自己負担に上限が設けられており、特に世帯全員が市民税非課税等の所得の低い方は上限額が低く設定されています。その他、低所得で特に生計の維持が困難な方に対しては社会福祉法人が利用者負担の軽減措置を実施しています。</p> <p>また、低所得の方が介護サービスの利用を制限されることのないよう、保険料・利用料について、所得状況や介護保険制度の運用状況を踏まえ、負担軽減の拡大を図るなどの必要な措置を講じるよう国に対して要望を行っています。</p> <p>第 1 6 項（長寿社会部介護事業者課）</p> <p>特別養護老人ホームの施設整備は、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき事業者の公募により進めています。また、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画における施設整備数は、入所待機者数や将来的な高齢者人口の推移等を考慮し、審議会等の調査・審議を経て設定しています。</p> <p>今後も、市民が適切な介護サービスを利用できるよう必要な特別養護老人ホームの施設整備に努めます。</p> <p>第 1 7 項（長寿社会部介護事業者課、障害福祉部障害福祉サービス課）（こども青少年局こども青少年育成部こども家庭課、子育て支援部幼保政策課）</p> <p>高齢者施設、障害者施設等の介護職員等の賃金等労働条件の改善については、国制度において処遇改善の段階的拡充が行われており、本市も応分の費用負担をしています。あわせて、社会福祉事業等従事者の確保と定着につながる魅力ある職場環境の構築を図ることは全国的な課題であることから、財政措置の拡充等を行うよう国に対して要望しています。</p> <p>保育施設、児童養護施設等の施設職員の処遇改善についても、国制度において実施されており、本市も応分の費用負担をしています。なお、国に対しては、抜本的な処遇改善を国の責務において実施するよう要望しています。</p>			

番 号	陳情第28号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第18項（長寿社会部長寿支援課）</p> <p>本市では、高齢者の総合相談窓口として市内に21か所の地域包括支援センターを設置し、さまざまなお困りごとの相談に対応しているほか、地域での様々な活動を通じて支援が必要な高齢者の把握に努めています。また、民生委員や自治会等の地域の関係者等との緊密な連携の下で困難を抱える高齢者が速やかに適切な支援につながるよう、顔の見える関係性を通して地域全体での支援のネットワークの強化に努めています。</p> <p>なお、高齢者支援の更なる充実に向け、令和8年度に地域包括支援センターの地域相談窓口の人員体制を強化するほか、令和9年度から新たに地域相談窓口を増設する予定です。</p> <p>第19項（健康部健康医療政策課）</p> <p>本市ホームページ内の「セーフティさかい_性暴力に苦しんでいませんか？（性暴力相談）」のページにおいて、【堺市立総合医療センター（性暴力被害者医療受診専用ホットライン）】という見出しで堺市立総合医療センターが大阪府性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター「ウィズユーおおさか」の協力医療機関であり24時間対応であることを紹介し、リンク先を設けています。</p> <p>なお、リンク先の堺市立総合医療センターのホームページでは、「性暴力被害者医療受診専用ホットライン【24時間対応】」の電話番号（080-8925-8880）や当該ホットラインには堺市立総合医療センターの女性職員が対応することを案内しています。</p> <p>第20項（長寿社会部長寿支援課）</p> <p>平和塔及び礼拝堂の意義や建立趣旨等については、平和塔前広場北側に説明掲示板を設置しているほか、場所や時間に制約を受けることなく広くその内容を伝えることができる手法として、本市ホームページ等のデジタル媒体を活用して情報発信を行っています。</p> <p>平和塔周辺の石碑については、今後、碑文や写真等を本市ホームページに掲載するなど、広く市民に周知できるよう工夫します。</p>			

番 号	陳情第28号	所管局	こども青少年局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第21項（子育て支援部幼保政策課、幼保運営課、幼保支援課）</p> <p>新卒採用保育士等への応援金については、国による保育士等への処遇改善の動向等も踏まえる中で、令和8年度から令和11年度までの期間限定事業として実施しています。まずは、本事業を着実に実施し事業効果を検証することが重要であると認識しています。また、公定価格の保育士等の人件費は年々引き上げられているものの、保育士等の賃金は全職種平均賃金より低水準にあるため、国に対しては更なる処遇改善を要望しています。</p> <p>なお、本市としては、各施設に対し定期的に監査を行い、国の基準に適合しているかどうか確認しています。</p> <p>第22項（こども青少年育成部こども家庭課）</p> <p>本市の女性相談員は、令和6年4月に施行された「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」いわゆる女性支援法に規定されている女性相談支援員として、DV等の暴力、離婚、生活困窮など、日常生活を営む上で様々な悩みを抱える女性について幅広く相談に応じ、関係機関と連携して支援対象者が自立して暮らすことができるよう、寄り添いながら継続的に支援を行っています。</p> <p>今後も複合的な課題を抱える相談者に適切な対応ができるよう庁内外の様々な研修への参加などにより、女性相談員の更なる資質向上に努めます。</p>			

番 号	陳情第28号	所管局	文化観光局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第23項（文化国際部国際課）</p> <p>本市では、「第2期 堺市国際化方針」を策定しており、本方針の方向性の1つに「多文化共生の推進」を設定し、「異なる価値観を持つ様々な人々がつながる機会の提供」等に取り組むこととしています。</p> <p>本市在住の外国人の増加が見込まれる中、言語や文化、習慣などの違いから生じる課題により外国人が地域社会の中で孤立しないよう、日本人と外国人双方が互いを尊重し合い、安全・安心に暮らせる社会を実現することが大切だと認識しています。</p> <p>地域日本語教室を運営している民間団体など、外国人とのつながりを持つ市民の方々や専門家との連携により、外国人を取り巻く状況を把握しながら、引き続き外国人が地域社会に溶け込めるよう取り組むほか、ボランティア人材の更なる確保など、言語や対応体制の充実を進めます。</p>			

番 号	陳情第28号	所管局	建築都市局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第24項（都市計画部都市計画課、交通部交通政策課）</p> <p>堺市都市計画マスタープランでは、「すべての人が暮らしやすい、コンパクトで持続可能な都市構造を形成する」などをコンセプトに掲げ、圏域による階層性を踏まえ位置づけた拠点（都心・都市拠点・地域拠点・駅前拠点）にそれぞれの役割に応じた都市機能の集約を図り、拠点と市街地とが移動しやすい交通ネットワークの形成をめざすとしています。</p> <p>また、堺市地域公共交通計画では、多様な関係者の連携・協働の下、持続可能な公共交通ネットワークの形成と利用しやすい移動サービスの充実を図るとしており、SMI美原ラインの運行等による拠点間ネットワークの機能強化やバス運転士不足への対応、乗合タクシーの運行等による移手段の確保等に取り組んでいます。</p> <p>第25項（住宅部住宅施策推進課、住宅管理課、大仙西地区整備室、住宅改良課）</p> <p>市営住宅は、住宅セーフティネットの中核として、低額所得の単身者や高齢者・障害者・子育て世帯を含む住宅確保要配慮者に対し、低廉な家賃で賃貸等することにより居住の安定を確保することを目的として整備しています。</p> <p>また、大阪府住宅供給公社住宅やUR賃貸住宅における家賃減額制度等の情報提供も行っていますが、全ての人々が健康で文化的な生活を営むに足る住まいの確保と、安定的な居住環境整備のためには、市営住宅以外の公的賃貸住宅や民間賃貸住宅を含む住宅ストック全体を有効に活用することが必要と考えます。</p> <p>そのため、不動産事業者と連携した住まい探し相談会の実施や、令和7年に設立の堺市居住支援協議会に本市も参画し関係機関と連携し本市の居住支援の体制整備を図るなど居住支援の取組を実施しています。</p> <p>引き続き、本市の住宅ストック全体で、重層的な住宅セーフティネットの確保に取り組みます。</p>			

番 号	陳情第28号	所管局	建築都市局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第26項（交通部交通政策課）</p> <p>人口減少や高齢化が進む中、バス運転士の確保は難しくなっており、全国的にも運転士不足による廃線や減便が発生しています。本市においても、堺シャトルバスをはじめ市内路線では減便が進んでいる状況です。</p> <p>自動運転技術を活用することで、高頻度運行を行う堺シャトルバスの運行サービスを維持・向上し、将来的には他の路線にも省人化の効果を広げ、地域公共交通の維持・確保につなげることを目的に自動運転技術の実用化に向け取組を行っています。</p> <p>休憩スペースの設置については、バスの待合環境の改善、ウォークアブルな街路空間の形成を目的に実証実験を行っています。待合・休憩スペースの設置にあたっては、現地確認を行った上で、安全性や歩行者等の通行の支障について交通管理者及び道路管理者と協議し設置しています。</p> <p>大小路筋での実証実験で得られる知見は、他の路線や地域にも応用でき、持続可能な公共交通の実現につながるものと考えています。</p> <p>第27項（交通部交通政策課）</p> <p>昨今のバスの減便は、全国的に深刻化している運転士不足等を主な要因として発生しており、本市においても同様の影響を受けています。このため本市では、運転士等の担い手確保に向けて交通事業者と連携し、バス運転士に関する周知広報や企業団体への働きかけ等に取り組む、昨年度に引き続き、今年度もハローワーク、大阪府と連携した職業セミナーを実施しています。さらに、新たな支援として、今年度より府内初となる路線バス事業者を対象としたバス運転士の住居費支援に要する費用の一部を補助しています。</p> <p>また、利用者の減少等に伴い路線維持が困難なバス路線の中で、市民の日常生活に必要不可欠な路線については、運行費用の補助を行っています。あわせて、全ての人が利用しやすいノンステップバス等の導入支援やおでかけ応援制度なども実施しています。</p> <p>本市としては、引き続き、公共交通を取り巻く状況の変化等を的確に捉え、交通事業者と連携しながら、公共交通の利用促進及び維持確保に取り組めます。</p>			

番 号	陳情第28号	所管局	建設局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第28項（サイクルシティ推進部自転車企画推進課、自転車環境整備課）</p> <p>本市では、自転車は原則車道通行であり歩道通行は例外であるという観点に基づいて自転車通行空間の整備を進めており、主に自転車の通行位置を示す矢羽根型路面表示を設置するなど、自転車および歩行者の安全性を高めるための取組を引き続き進めます。</p> <p>また、自転車ヘルメット着用率向上のため、自転車ヘルメット着用に向けた機運醸成が重要であることから、交通安全教室や区民まつり、高齢者や企業向け講習会等の様々な機会を捉えて啓発を行っています。</p> <p>さらに、令和8年4月1日に改正道路交通法が施行され、自転車の交通違反に交通反則通告制度（青切符制度）が導入されたことにより、市民の交通ルール遵守の意識が高まっています。安全な自転車利用を図るため、この機会を捉えて青切符制度説明会を実施し、交通ルール遵守とヘルメット着用の啓発機会を拡大しています。</p> <p>自転車ヘルメット購入補助については、交通安全講習会等の参加者を対象に、購入割引券を配布しており、申請等の手続きを必要とせず、上限金額無しで購入割引を直接受けられるよう支援しています。</p>			

番 号	陳情第28号	所管局	教育委員会事務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第29項（中央図書館総務課）</p> <p>現在、堺区では中央図書館と堺市駅前分館のほか、青少年センター図書室、人権ふれあいセンター船松人権歴史館人権資料・図書室の2つの図書施設、移動図書館、予約資料の受取・返却ができる図書館カウンター堺東で図書館サービスを実施しており、中央図書館は堺区の区域図書館としての機能を持っています。</p> <p>教育委員会では、「中央図書館基本指針～図書館サービス機能の向上のために～」及び、図書館ニューデザインプロジェクトチームでの議論を踏まえ、令和7年12月に「中央図書館再整備に向けた基本的な考え方」を策定しました。</p> <p>「中央図書館再整備に向けた基本的な考え方」では、現在の中央図書館が担う機能を、資料の管理・保管及び、物流ネットワーク、企画推進・広報業務などの全館運営支援による、市立図書館全館のバックアップ機能である「中央図書館センター機能」と、貸出・返却・レファレンス等をはじめとした利用者サービスによる地域の図書館としての機能である「中央図書館パブリックサービス機能」の2つの機能に整理しました。</p> <p>それぞれの機能がめざすサービスをより効率的に実施する観点から、再整備の候補地として「都心部と大仙公園エリアで機能・役割を分離」を最良とし、「中央図書館センター機能」を世界遺産・大仙公園エリア、「中央図書館パブリックサービス機能」を都心部に置くこととして検討を進めます。</p> <p>令和8年度には、市民意見の聴取、堺市立図書館協議会からの助言や先進事例等を踏まえ、「(仮称)中央図書館パブリックサービス機能基本構想」を策定します。</p> <p>なお、引き続き、近年開館した図書館に視察を行うなど、他自治体の事例も研究します。</p> <p>第30項（学校管理部学校給食課）</p> <p>本市では、学校給食がこどもたちの健全な成長と発達を支えるための重要な役割を担っていることに鑑み、子育て世帯の経済的負担を軽減し安全で安心な学校給食を提供するため、令和8年度から小学校及び特別支援学校小学部全学年の学校給食費の恒久的な無償化を実施しています。</p> <p>あわせて、令和8年度は、栄養バランスと量を保った学校給食を提供するため、米飯等の食材費の高騰分について市が予算を確保して支援しています。</p> <p>また、物価高騰等の影響を受ける子育て世帯を支援するため、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、令和8年度については、中学校及び特別支援学校中学部全学年の学校給食費に関し、米飯等の食材費の高騰分を含めて無償化を実施しています。</p> <p>一方で、中学校給食費無償化の恒久的実施については、多額の費用が継続的に必要となるため、国の動向を見極めた上で、持続可能な財政運営を堅持できることを前提として、他の施策とのバランスも考慮しつつ検討すべき課題であると認識しています。中学校給食費の抜本的な負担軽減については、小学校給食費における国の負担軽減の基準額と実際の食材費との乖離の解消とあわせて、国に対し引き続き要望します。</p>			

番 号	陳情第 2 8 号	所管局	教育委員会事務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第 3 1 項（教職員人事部教職員人事課、学校教育部教育課程課、学校管理部学校施設課）</p> <p>現在、本市では、小学校の全学年及び中学校第 1 学年において 3 5 人以下の学級編制を行っており、中学校第 2 学年及び第 3 学年においては、本市独自の加配教員を配置し、3 8 人以下の学級編制を行っています。</p> <p>さらなる少人数学級の実現に向けては、教員数及び教室数の確保など、解決すべき様々な課題があるものと認識しており、国における体制整備の方針を踏まえつつ、本市の実情に即した形で検討を進めます。</p> <p>第 3 2 項（地域教育支援部放課後こども支援課）</p> <p>本市では、「のびのびルーム」におけるおやつ提供について、児童の成長に必要な栄養・活力補給の観点から、アレルギー対応等特別な事由を除き、原則利用児童全員に提供しています。</p> <p>令和 8 年 4 月 1 日からは、保護者の多様なニーズに対応するため、おやつ提供の希望制（希望しない場合は申出）を開始しており、おやつ内容については、児童の意見も参考にし、引き続き運営事業者と意見交換等を行いながら検討していきます。</p> <p>また、本事業は「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」及び業務仕様書などにに基づき運営事業者へ委託して実施しており、履行状況の確認や適宜必要な指導を行っています。</p> <p>今後も、児童の最善の利益を最優先に、おやつ提供を含め、児童が安全・安心に利用できる豊かな放課後の環境の提供に努めます。</p> <p>第 3 3 項（学校教育部生徒指導課）</p> <p>スペシャルサポートルームは、不登校児童生徒への支援のみならず、不登校の兆候がみられる児童生徒に対する早期支援を目的とする施策です。本年度から、学習支援等を行うスペシャルサポートルーム支援員を 6 学校群（学校群…中学校区の中の小学校と中学校を 1 つのチームとする考え）に試行的に配置しました。今後は、試行実施の検証結果を踏まえ、段階的に全学校群への配置をめざします。</p> <p>学校外の居場所である教育支援教室では、本年度から入室対象学年を従来の小学校 4 年生以上から小学校 1 年生以上へと拡充し、あわせて指導員を 2 名増員し、受入れ体制の充実を図りました。また、区役所が運営する居場所や民間のフリースクールなどを含め、学校外における多様な居場所について情報収集・情報提供を行うなど、関係機関と連携した不登校児童生徒の支援を行っています。</p>			

番 号	陳情第28号	所管局	教育委員会事務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第34項（学校教育部教育課程課）</p> <p>学校図書館において、児童生徒の読書活動・学習活動を支援するための専門的知識を有する学校司書の役割は重要であると認識しています。</p> <p>現在、小・中・支援学校の学校図書館は、各校に週2日の学校司書配置に加え、学校図書館サポーターを回数配当しています。また、各校において学校司書が司書教諭等と協働し、自校の学校図書館教育の推進に寄与できる体制を構築できるよう、研修等を通じ、環境整備を進めています。学校司書等の配置体制については、各校の学校図書館教育における実情を把握し、学校司書配置による効果や課題等についての検証を行い、引き続きそれらを踏まえた、適切な配置に努めます。</p> <p>現在、各学校図書館にはW i - F i 環境が整備されており、ネットワークに接続して、児童生徒用パソコン及び教員用パソコンを利用することができます。また、各学校に整備しているパソコンやプリンタを学校図書館に配置することは可能ですが、台数に限りがあるため、十分に配置できない場合があります。</p> <p>教員用パソコンについては学校司書への支給は行っていませんが、個人アカウントを配付しており、必要に応じて学校図書館の教育用端末や職員室の教材作成用端末を利用することができます。なお、アカウントや端末によって利用できる機能や範囲が異なるため、研修等の機会を通じて適宜周知を行います。</p> <p>第35項（学校教育部教育課程課、教育センター能力開発課）</p> <p>本市教育委員会では、各種調査結果から児童生徒の学びの状況を把握することで、これまでの教育施策の成果や改善に活かし、学校では、指導の改善・充実に役立てることができると考えています。</p> <p>なお、チャレンジテストについて、本市では、大阪府教育庁が示す実施の目的を考慮し、公立高等学校入学者選抜における評定の公平性を担保するために参加しています。</p> <p>また、小学生すくすくウォッチについては、教科や教科横断型の調査は受検しますが、アンケート調査は、教員やこどもの負担軽減の観点から、本市の別のアンケート調査で代替しています。</p>			

番 号	陳情第28号	所管局	教育委員会事務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第36項（学校教育部学校保健体育課、人権教育課）（市民人権局ダイバーシティ推進部ダイバーシティ企画課）</p> <p>男女がともに生涯を通じた健康を保持し、適切な健康管理を行うためには、身体的性差について十分に理解しあうことが必要です。特に、女性はライフステージごとの変化が大きく、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの視点も含め心身の状態に応じて必要なサポートを得られるような支援が求められます。本市では、全ての人が安心して暮らせる社会の実現に向けて、男女が互いに心身の健康について、正しい知識を身に付け、主体的に行動し、自分の健康を管理できるよう、市民に向けた生命と性を尊重する啓発を行っています。</p> <p>学校における性に関する指導は、文部科学省が定める学習指導要領及びその解説や、それらに基づいた教科書等を用いて、児童生徒の発達段階を考慮すること、学校全体で共通理解を図ること、保護者や地域の理解を得ること、集団指導と個別指導の内容の区別を明確にすることに留意して実施しています。</p> <p>加えて、教育委員会において、各小・中学校に助産師を派遣し、児童生徒の発達段階を考慮しながら、性の問題行動に対応するための講習会等を行っています。また、学校園において取り組むべき人権課題として、こどもたちを性暴力・性犯罪から守り、誰ひとり加害者、被害者、傍観者にせず、自分と他人の生命と人権を尊重することができるよう、ジェンダー平等教育の取組を推進しています。</p> <p>今後、文部科学省の動向を注視し、指針や情報が示されれば、それらも参考にし、「小学校の体育や中学校の保健体育の領域での指導」や「児童生徒の個別に対する性に関する指導」の充実を図るために研究を進めます。</p> <p>第37項（学校教育部教育課程課、総務部総務課）</p> <p>入学式、卒業式等における国旗の掲揚及び国歌の斉唱については、学習指導要領に則って適切に実施するように各学校園に対して指導しています。</p> <p>また、平成11年に「国旗及び国歌に関する法律（平成11年法律第127号）」が制定され、自治体として市民が国旗に親しみをもち、国旗への理解が深められるよう啓発に努める必要があることから、本市施設での国旗掲揚について取り組むこととしました。</p> <p>現在、この方針に沿って学校園施設においても国旗の掲揚を行っています。</p>			

番 号	陳情第28号	所管局	教育委員会事務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第38項（学校教育部教育課程課、中央図書館総務課）</p> <p>こどもたちの教育については、学習指導要領に基づき、児童生徒や学校、地域の実態に即した教育課程を各学校で編成したうえで行われています。</p> <p>なお、本市教育委員会事務局においては、こども向け「防衛白書」の送付及びこのことについての防衛省からの通知は受けていません。</p> <p>本市図書館は、図書館法第2条に基づく公立図書館として、市民の教養、調査研究、レクリエーション等に資するために図書等必要な資料を収集、整理、保存し、市民の利用に供しています。</p> <p>資料の収集は、「堺市立図書館資料収集管理方針」に基づき行っています。</p> <p>収集に当たって、多様な対立する意見のある問題については、それぞれの観点に立つ資料を幅広く収集するよう留意しています。</p>			

番 号	陳情第29号	所管局	I C Tイノベーション推進室
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第1項（I C Tイノベーション推進室）（健康福祉局長寿社会部国民健康保険課、医療年金課）</p> <p>マイナンバー制度は、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤として導入されています。</p> <p>マイナンバーの記入については、各手続において申請書等へのマイナンバーの記入が法的に定められている場合がありますが、未記載の場合でも行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第14条第2項に基づく住民基本台帳ネットワークの利用などにより本市がマイナンバーを確認し、不当な取扱いを行うことはありません。</p> <p>マイナ保険証の利用登録は任意であり、国民健康保険及び後期高齢者医療制度では、登録を解除することができます。</p> <p>マイナ保険証の利用登録をしていない方には、従来の被保険者証に代わるものとして、資格確認書を交付しています。また、有効期限が切れる前に、新しい資格確認書を交付します。なお、後期高齢者医療制度については、国の事務連絡に基づき、マイナ保険証の利用登録をしている方にも、令和9年7月まで資格確認書を交付します。</p> <p>マイナ保険証の利用登録を行わなくても従来どおり医療機関で受診していただくことができることは、引き続き広報紙や本市ホームページ等で周知を行います。</p>			

番 号	陳情第29号	所管局	総務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第2項（人事部人事課）（財政局契約部調達課）</p> <p>本市では、日本国憲法をはじめとする法令の理解を促進し、憲法に基づいた行政運営を推進するため、職員の職位や職務に応じて必要な知識・能力を体系的に習得できるよう職員研修やOJTを実施しています。今後も研修内容の充実に努めます。</p> <p>また、本市が発注する委託業務の受注者に対しては、業務委託契約書に、日本国の法令を遵守するよう規定しており、引き続き、関係法令の遵守に努めます。</p>			

番 号	陳情第29号	所管局	財政局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第3項（税務部税制課）</p> <p>消費税におけるインボイス制度は、複数税率制度のもとでの適正な課税の確保を目的に導入された制度であり、上記に係る制度改正については、国会において審議決定されるべき事柄であると考えます。</p> <p>第4項（税務部税制課）</p> <p>消費税は、現役世代など特定の世代に負担が集中せず、税収が景気などの変化に左右されにくく、企業の経済活動にも中立的な安定財源とされており、国・地方が安定的に行政サービスを提供するための基幹的な税目となっています。地方公共団体にとっては、地方交付税の原資や、年金・少子化対策などの社会保障財源として、地方財政を支える貴重な財源となっています。</p> <p>現行制度に関しては、行政サービスを提供するうえで必要なものと認識しておりますが、飲食料品にかかる消費税率の減税を含む制度改正については、国会において審議決定されるべき事柄であると考えます。</p>			

番 号	陳情第29号	所管局	財政局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第5項（契約部契約課、調達課）（上下水道局総務部理財・会計課）</p> <p>公契約条例については、これまでも国の動向や他都市の状況を研究してきましたが、最低賃金をはじめとする賃金・労働条件の基準等の整備については国の施策として実施されるべきものであり、公契約条例の制定については慎重に検討する必要があると認識しています。</p> <p>なお、労働関係法令については、契約書において受注者は自ら遵守するだけでなく、下請負人等への啓発にも努めるべき旨を規定しているほか、大阪労働局等の関係機関と連携した周知・啓発にも取り組んでいます。また、労働関係法令等の業務に関する法令に違反した企業の入札参加については「堺市入札参加有資格者の入札参加停止等に関する要綱」に基づき厳正に対応するなどしており、本市が締結する契約に関し適正な労働環境及び適正な履行が確保されるよう引き続き取り組みます。</p> <p>次に、本市では、各局が予定価格400万円以下の少額工事・修繕案件を発注する場合、建設業許可を登録要件とする建設工事に係る有資格者名簿からだけでなく、物品調達に係る有資格者名簿、業務委託・役務の提供に係る有資格者名簿からも選定できることとしています。そのため、「小規模工事希望者登録制度」のような制度を導入しなくとも、許認可の有無を問わず、広く市内中小企業の受注機会を確保するという目的は達成できているものと考えています。</p> <p>また、建設工事の入札においては、中央公共工事契約制度運用連絡協議会が定めたいわゆる中央公契連モデルに準じて最低制限価格を設定し、適宜これを見直しているほか、入札契約適正化法の改正等の国の動向を踏まえ、今年度から労務費ダンピング調査を試行するなど、適正な水準の労務費の確保に取り組んでいます。加えて、業務委託の一部の案件においては、令和8年度履行開始分の一般競争入札案件から、より一層の業務の適正な履行の確保及びダンピング受注の防止を目的として、最低制限価格の算定基準を引き上げました。今後も、国の示す基準やガイドライン等を踏まえて、適正価格での契約やダンピング受注の防止に向けた取組を推進します。</p> <p>第6項（税務部税制課）</p> <p>所得税法第56条は、居住者の不動産所得、事業所得、山林所得に関し、当該事業に従事した同居親族等に支払った給与については、その居住者の当該事業に係る各種の所得の金額の計算上、必要経費に算入しないという規定です。</p> <p>青色申告書を提出した場合は、所得税法第57条に基づき、当該事業に従事した同居親族等に支払った給与も、一定の条件のもと経費に算定することが認められています。</p> <p>上記に係る制度改正については、その要否を含め、国会において審議決定されるべき事柄であると考えます。</p>			

番 号	陳情第29号	所管局	危機管理室
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第7項（危機管理室危機管理課）（建設局土木部土木監理課）（上下水道局経営企画室、技術力強化担当）</p> <p>本市では、物品調達、業務委託、建設工事等の入札参加有資格者名簿及び上下水道事業における指定工事業業者名簿等を一般公開しています。また、災害時には上下水道局のホームページが災害用に切り替わりますが、当該ホームページには、指定工事業業者名簿が確認出来るようにしています。</p> <p>本市においては、建設業が地域防災や災害時の迅速な復旧対応を担う重要な役割を果たしているものと認識しており、地元建設業の持続的な発展と担い手の確保・育成は、公共インフラの適切な維持管理や災害対応力の向上に資する重要な課題であると考えています。</p> <p>このため、本市では、堺市基本計画2030に掲げる「強くしなやかな都市基盤」の実現に向け、市民生活・社会経済活動を支える道路・公園・上下水道等の都市インフラについて、計画的な維持管理・更新を着実に進め、必要な公共事業について、適切な時期に発注を行います。これらの取組は、結果として地域建設業が施工に携わる機会の確保や後継者育成にもつながるものと考えています。</p> <p>今後も引き続き、地域建設業の役割や災害対応力の重要性を踏まえつつ、持続可能な地域インフラの整備・維持に取り組んでいきます。</p>			

番 号	陳情第29号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第8項（長寿社会部国民健康保険課）</p> <p>令和6年度以降は大阪府内の統一保険料率に移行しており、財政剰余金や基金の繰入、法定外繰入、減免制度の拡充等、本市独自で負担軽減策を講じることはできません。また、保険料率抑制を目的とした基金繰入や法定外繰入は行わないよう国が示しており、「大阪府国民健康保険運営方針」においても令和6年度の保険料率完全統一後は「保険料率引下げを目的とする基金の繰入れを認めない」とされています。また、保険料軽減の代替施策として現金給付を行うことについては、「保険事故が伴わない給付については、制度上不適切である」との見解が国から示されており、給付を行うことは考えていません。</p> <p>なお、本市としては統一保険料率についてもより一層の低減が必要であると考え、大阪府から国に対し更なる公費投入の拡充を求めることや、被保険者の急激な負担増加の更なる抑制のための方策や特段の財政支援措置等を大阪府が講じることを引き続き検討するよう意見具申を行いました。その結果、令和6年度から府内全体で保険料率の抑制策が実施されることとなりました。</p> <p>また、国に対し、国民健康保険制度の構造的な問題の解決として、医療保険制度を一本化するなどの抜本的な改革を行うよう、また、改革が行われるまでの間は、国民健康保険財政に対し国庫等の公費負担の更なる引上げ等を行うよう要望しています。</p> <p>保険者努力支援制度については、保険者としての取組が適正に反映されるような評価指標とするよう国に要望を行っています。</p> <p>未就学児の均等割軽減についても、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から対象となる年齢及び軽減割合の拡大を国に要望しています。</p> <p>子ども・子育て支援納付金は、子ども・子育て支援施策に係る財源の一部に充てるため、国民健康保険を含む全ての医療保険者が新たに子ども・子育て支援納付金分を被保険者から徴収し、国に納付することとなっていますので、ご理解をお願いします。</p> <p>保険料減免は、申請時点で納期が到来していない保険料が対象であるため、申請時から遡ることはできません。ただし、単身世帯の入院中に保険料が口座振替されたなど、やむを得ない事情があると認められる場合は、遡って減免適用及び還付を行っています。引き続き、制度については本市ホームページやしおり等で周知を行います。また、保険料減免は府内統一の基準で実施していますが、必要書類や申請手続を分かりやすく説明し申請に係る負担を減らすよう努めます。</p> <p>第9項（長寿社会部国民健康保険課）</p> <p>傷病手当金や出産手当金の常設については、国民健康保険には多様な就業形態の被保険者が加入しており、被保険者間の公平性等、様々な課題があると認識しています。</p> <p>また、育児休業給付金・介護休業給付金は雇用保険を財源とする制度であり、国民健康保険に同様の制度はありませんが、令和5年1月から国民健康保険料の産前産後期間の軽減制度が開始され、出産前後の一定期間の保険料を免除しています。</p>			

番 号	陳情第 2 9 号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第 1 0 項（長寿社会部国民健康保険課）</p> <p>国民健康保険事業において保険料の収納確保は、制度を運営する上で不可欠であり、被保険者間の負担の公平を図る観点からも保険料を納付することができない特別の事情もなく、また、保険料の納付につき十分な収入や資産等があるにもかかわらず保険料を納めない被保険者に対しては、法令の規定に基づき滞納処分を行うこととなります。</p> <p>なお、滞納処分の執行に当たっては、滞納者との面談の機会を確保するなど実態の把握に努め、個別の実情に基づいて判断を行い、国税徴収法の規定に基づき慎重に対応しています。</p> <p>延滞金については、事業の廃止や失業等、一定の要件に該当し延滞金の納付が困難であると認められる場合には、申請により延滞金の免除が受けられる場合があります。納付期限までに納付した他の納付義務者と公平を図るため免除措置の拡充は考えていません。</p> <p>納付が困難な事情がある場合は、できるだけ早期に相談いただくよう、通知の同封ちらしや本市ホームページ、パンフレットで周知しており、滞納相談では、詳細に聞き取りを行い、適用可能な軽減制度・減免制度の確認や分割納付等の提案、また、生活困窮世帯に対しては、必要に応じ福祉制度や相談窓口の案内を行っています。</p> <p>第 1 1 項（長寿社会部国民健康保険課）</p> <p>市町村における国民健康保険運営協議会の委員の構成については、国民健康保険法施行令第 3 条第 3 項に「被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもつて組織する」旨が定められており、また第 4 項に「市町村協議会は、被保険者を代表する委員の数以内の数の被用者保険等保険者を代表する委員を加えて組織することができる。」とされていることから、堺市国民健康保険条例第 2 条において、委員の定数を「被保険者を代表する委員」、「保険医又は保険薬剤師を代表する委員」、「公益を代表する委員」を 6 人ずつ、「被用者保険等保険者を代表する委員」を 2 人と規定しています。</p> <p>このうち、「被保険者を代表する委員」については、地域住民の健康・福祉を支え、地域に根差した活動を行っている堺市自治連合協議会や堺市社会福祉協議会等の各団体から推薦を受けた被保険者を構成員としており、被保険者が当協議会において意見を述べる機会を設けています。</p> <p>国保逃れについては、健康保険等の被保険者資格の取扱いに関することであるため、本市に調査や審査、指導の権限はありません。なお、令和 8 年 3 月 1 8 日付けの厚生労働省通知「法人の役員である個人事業主等に係る被保険者資格の取扱いについて」が健康保険の保険者、日本年金機構あてに発出され、法人の役員である個人事業主等に係る被保険者資格の取扱いの明確化が図られています。</p>			

番 号	陳情第29号	所管局	環境局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第12項（カーボンニュートラル推進部環境エネルギー課）（建設局住宅部住宅施策推進課）</p> <p>本市では、製造業を含む市内中小企業等の省エネルギー化のため、省エネルギー診断の実施や省エネルギー設備への更新費用の一部を補助することで、技術的・経済的に支援しています。また、再生可能エネルギーの利用促進のため、太陽光発電設備の導入費用の一部を補助するほか、工場等での再生可能エネルギー由来の電力導入を支援する事業所向け再エネ電力利用促進事業に取り組んでいます。今年度は補助金予算額を拡充し、中小企業等の取組を更に後押しすることにより、脱炭素経営の推進やエネルギーコストの抑制に取り組んでいます。</p> <p>また、戸建住宅の断熱化に関しては、ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）の普及に取り組んでいます。省エネルギー技術の普及状況や再生可能エネルギーの導入状況等を踏まえて適宜支援制度の見直しを行っており、引き続き断熱改修を含む省エネルギー化等の効果的な支援制度について検討します。</p> <p>なお、公営住宅である市営住宅については国庫補助金も活用しながら、国の基準に基づく断熱性能を確保するなど省エネルギー化に配慮し、整備を進めています。</p>			

番 号	陳情第29号	所管局	産業振興局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第13項（産業戦略部産業成長推進課、地域産業創造課）</p> <p>本市では、ものづくり補助金に類似するものとして、「堺市新事業チャレンジ支援補助金」により、小規模事業者を含めた中小企業者の製品又は技術の高付加価値化及び新分野への進出の円滑化等の支援を行っています。また、商店、店舗、工場のリニューアルの相談があった場合、経営改善の観点も踏まえ堺商工会議所の経営相談窓口で対応することに加え、（公財）堺市産業振興センターと連携し専門家派遣等を行っています。リニューアルに関する助成制度については、国の小規模事業者持続化補助金のほか、事業承継に併せたリニューアルを行う場合は事業承継・M&A補助金を案内しています。</p> <p>なお、本市では個店に対しリニューアルに関する助成を行っていませんが、商店街等空き店舗活用事業補助金として、商店街が地域ニーズを把握し新たな業種等を誘致する新規テナント誘致事業や空き店舗を借上げ地域に必要なコミュニティ施設として活用する取組等を支援しています。</p> <p>また、市内中小企業者の資金調達を円滑に進めるため、本市独自の無担保融資として大阪信用保証協会が保証する「堺市中小企業振興資金融資（市町村連携型）」と「堺市中小企業設備投資応援資金融資（市町村連携型）」を用意し、担保の抛出が難しい方でも利用しやすい融資を提供しています。</p> <p>さらに、堺市産業振興センターが保証する融資として「堺市中小企業活力強化資金融資」と「堺市創業者支援資金融資」を用意しており、これら融資は、保証料を原則本市が全額負担することから、諸費用面でも利用しやすいものと考えております。</p> <p>地域の商店街・中小商店の経営継続に配慮した住民中心の「まちづくり」については、今年度より、地域と連動した商店街振興を図ることを目的に、商店街自らが関係する様々な主体を巻き込みながら、商店街ビジョンを策定する取組に対し補助金を創設し、地域の商店街・中小商店の経営継続に資する支援を行います。なお、売場面積が1000㎡を超える大型の小売店舗の出店に際し、大規模小売店舗立地法の届出において、地元商店街や地域コミュニティへの連携・協力等の地域貢献活動に関する報告を求めています。</p> <p>上記施策のほか、本市では令和8年3月に策定した「堺市基本計画2030」や「堺産業戦略（第2期）」において、産業振興に関する方針を定め、これらの方針に基づき、経営基盤の強化や人材確保の支援など中小・小規模企業に対する各種施策も臨機応変に展開しています。</p> <p>今後とも、理念にとどまらず積極的かつ柔軟に中小・小規模企業を支援することで、地域経済の活性化を図ります。</p>			

番 号	陳情第29号	所管局	産業振興局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第14項（産業戦略部産業成長推進課）</p> <p>本市では、四半期ごとのアンケート方式による「地域産業経営動向調査」に基づく経営動向に加え、堺市産業振興センターでの窓口並びに訪問相談等により得られた企業業況、堺商工会議所における調査等のほか、各種業界団体との情報交換を行い市内事業者の実態把握に努めています。</p> <p>今後とも、さまざまな関係団体との連携により得られたニーズ、業況等の情報を踏まえ、産業振興施策の構築及び推進に努めます。</p>			

番 号	陳情第29号	所管局	建築都市局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第15項（住宅部住宅施策推進課、開発調整部建築防災推進課、泉北ニューデザイン推進室事業推進担当）</p> <p>本市では、安全な住環境確保のため、耐震診断や耐震・防災改修工事の補助制度を実施しています。</p> <p>また、泉北ニュータウン内に存する戸建て住宅を定住促進及び住宅資源活用のため、不動産事業者等とのサブリース契約により、若年層・子育て世代に貸し出す際に必要となるリフォーム経費の補助制度を実施しています。</p> <p>加えて、空き家を購入し、市外転入又は市内の賃貸住宅から転居した若年世帯・子育て世帯に対して空き家の購入に要した費用を補助しており、補助した世帯においては、購入した住宅をリフォームして住んでいる方も多くあるほか、令和8年度からは旧耐震基準の空き家を購入し除却して建て替えた場合も対象とし、電子でも申請手続きを可能としています。</p> <p>さらに、国のリフォーム補助制度や大阪府のリフォームマイスター制度に登録している地域のリフォーム事業者の紹介、リフォームに関する相談窓口に関する情報提供により、リフォーム・リノベーションの促進を図っています。</p> <p>引き続き、相談体制の充実や事業者との連携を図り、リフォーム・リノベーションの促進に取り組めます。</p>			

番 号	陳情第 2 9 号	所管局	建築都市局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第 1 6 項（都市整備部都心未来創造課）（政策局政策企画部共創連携課）（上下水道局経営企画室）（健康福祉局保健所生活衛生課）</p> <p>本市の中心的な拠点である堺都心部では、堺東駅・堺駅周辺を中心に商業・業務・居住等の都市機能の集積や地域資源の活用により、訪れる・働く・住む人など多様な人が集い交流する魅力的なエリアの形成をめざし、公民連携による取組を進めています。</p> <p>堺東に位置する瓦町公園周辺では、地権者の地域活性化に向けた機運の高まりのもと、市街地再開発を想定した検討が進められており、本市としてもこれらの取組を支援しています。</p> <p>今後も、市民・事業者・行政が相互に連携・協力しながら、将来像の実現に向けた取組を進めます。</p> <p>PPP／PFI 方式は、人口減少、公共施設の老朽化などの社会課題に対し、多種多様なノウハウや技術を有する民間事業者との連携により質の高い行政サービスを提供する手法です。</p> <p>市民生活や企業活動に不可欠な公共インフラである水道をはじめとする上下水道事業では、人口減少による収益減少と、施設の老朽化等に伴う更新費用の増加が大きな課題となっています。このような厳しい経営状況の中、上下水道事業の経営基盤を強化し持続可能なものとするためには、公益性・公共性を確保した上で民間の技術力や経営資源を効果的に活用し、より効率的な事業運営を図ることが必要と考えています。</p> <p>なお、民間事業者による業務履行においても、本市が責任をもって適正に管理し、安全・安心な水道の供給と上下水道施設の適切な維持管理、更なる市民サービスの向上に取り組めます。</p> <p>違法民泊への対策として、通報に基づく現地確認のほか定期的にインターネット上で宿泊仲介サイトの調査を行っており、無許可・無届の営業者に対して指導を実施しています。</p> <p>なお、住宅宿泊管理業者及び住宅宿泊仲介業者に対する指導・監督については、法令上、本市に権限が付与されていないことから、関係機関と情報共有を図りながら適切な対応が行われるよう取り組んでいます。</p>			

番 号	陳情第29号	所管局	教育委員会事務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第17項（学校管理部学務課）</p> <p>就学援助については、生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認められる、いわゆる準要保護者に対する国庫補助制度が平成17年度に廃止された後においても、援助内容の継続性を図る観点から、現行の認定基準及び支給額により制度運用を行っています。</p> <p>義務教育の円滑な実施のため、引き続き国に対し、就学援助費に係る財政措置の充実について要望します。</p>			

番 号	陳情第30号	所管局	政策局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第1項（政策企画部共創連携課）</p> <p>本市は令和元年から大阪府・大阪市と副首都推進本部会議に参画しており、オール大阪で東西二極の一極を担う「副首都・大阪」をめざしています。副首都推進本部への参画は、大阪全体の成長・発展に向けた戦略等を検討し、本市の成長・発展につなげることを目的としたものです。</p> <p>なお、本市はカジノを含む統合型リゾート（IR）誘致及び大阪都構想の議論には関わっていません。</p>			

番 号	陳情第30号	所管局	財政局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第2項（税務部税制課）（健康福祉局長寿社会部国民健康保険課）</p> <p>法人市民税には、行政サービスを享受していることに対する地域社会の会費としての性格を持つ均等割と、利益（所得）に対して課される国税の法人税額を基礎として負担いただく法人税割があります。法人税割は、一般的に業績悪化時には税負担も軽減される仕組みとなっています。</p> <p>また、軽自動車税は、軽自動車等を所有していることに着目し、交通インフラなどの行政サービスの受益に応じて一定の負担を求めるものです。</p> <p>このような税目の性質上、著しく収益が悪化したことにより納税が困難となった場合の措置としては、減免ではなく、地方税法に基づく徴収猶予が適当と考えます。</p> <p>徴収猶予の場合の延滞金については、同法第15条の9に規定する要件を満たすときは、その全部または一部を免除することとされています。</p> <p>徴収猶予及び徴収猶予の場合の延滞金の減免は、地方税法の規定に基づき、個々の納税者の状況に応じて適用するものです。</p> <p>なお、全国的な経済情勢が安定するまでの間の税制上の特例措置については、国において審議決定されるべき事柄であると考えます。</p> <p>また、法人府民税及び事業税は道府県税であり、本市から回答する事項ではありません。</p> <p>国民健康保険料については、令和6年度以降は大阪府内の統一保険料率に移行しており、保険料の減免についても、府内統一の基準を、徴収猶予については、本市条例で基準を定めています。本市としては、統一保険料率についてもより一層の低減が必要であると考え、大阪府から国に対し更なる公費投入の拡充を求めるよう意見具申を行っており、国に対しても、国民健康保険財政に対し、国庫等の公費負担の更なる引上げ等を行うよう要望しています。</p>			

番 号	陳情第30号	所管局	市民人権局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第3項（ダイバーシティ推進部人権推進課）</p> <p>国際社会における緊張や紛争については、対話と外交による平和的解決が図られることが重要であると認識しています。</p> <p>本市では、「堺市平和と人権を尊重するまちづくり条例」及び「非核平和都市宣言に関する決議」の趣旨を踏まえ、平和と人権資料館における戦争の実相を伝える展示や、平和と人権展の開催などを通じて、戦争の悲惨さと平和の尊さについての啓発に取り組んでいます。</p> <p>今後も、「堺市平和と人権を尊重するまちづくり条例」前文に掲げる「戦争は最大の人権侵害である」との認識のもと、平和な社会の実現に向けた意識の醸成と取組を進めます。</p>			

番 号	陳情第30号	所管局	環境局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第4項（カーボンニュートラル推進部環境エネルギー課）</p> <p>本市では、2050年カーボンニュートラル実現に向けて策定した堺市地球温暖化対策実行計画に基づき、徹底した省エネルギーの推進と再生可能エネルギーの最大限の導入に取り組んでいます。</p> <p>特に、市内中小企業に対しては実効性のある取組として、省エネルギー診断の実施、省エネルギー設備への更新費用や太陽光発電設備の導入費用の一部補助、再生可能エネルギー由来の電力の導入支援に取り組んでいます。今年度は補助金予算額を拡充し、中小企業等の取組を更に後押しすることにより、脱炭素経営の推進やエネルギーコストの抑制に取り組み、環境と経済の好循環をめざします。</p> <p>また、石炭火力発電所の新設等については、国の地球温暖化対策計画やエネルギー政策の方向性を示すエネルギー基本計画の動向等に引き続き注視します。</p>			

番 号	陳情第30号	所管局	産業振興局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第5項（産業戦略部産業成長推進課）（財政局財政部財政課）</p> <p>関西広域連合を通じ、「中東情勢の緊迫化による物価上昇等に対する緊急要望」として、国に対し、国家備蓄の戦略的放出や輸入先の多角化を継続して進めるなど、原油の安定的な供給及び適切な配分・輸送の確保や電力・ガスを含めたエネルギー価格の急騰に対する支援策や激変緩和措置の継続・拡充を行うよう要望しています。</p> <p>このほか、重油をはじめ軽油・LPガス等の燃料価格上昇により、製造業や建設業、農林水産業など幅広い業種や地域の地場産業において収益圧迫が懸念されることから、燃料価格の上昇分への助成など、業種や地域の実情に応じたきめ細かな支援措置や、中東情勢の不安定化に対応し、地域の実情に即した需要喚起や事業者支援を推進するため、地域が柔軟に活用できる交付金を早急に措置すること等についても併せて要望しています。</p> <p>また、社会経済情勢の変化に伴い、社会保障制度、生活環境や都市機能の充実・向上のための財政需要が増加している状況に鑑み、地方交付税の必要額の確保や物価高への対応に要する財政措置等についても、指定都市市長会を通じて国に対して要望しています。</p> <p>なお、本市としましても、中東情勢の悪化等により影響を受けている市内事業者を支援するため、堺市産業振興センターにおいて資金繰りや経営に関する相談窓口を4月1日より設置し、同センターと連携して融資制度の案内等の相談対応を行っています。</p> <p>加えて、堺商工会議所や日本政策金融公庫においても相談窓口が設置され、大阪府では融資制度が創設されていることから、市内企業への周知を図るため、4月6日付で本市ホームページにおいて、これらの支援策をまとめた「中東情勢・原油価格高騰等に係る中小企業向け支援情報」の特設ページを立ち上げています。</p> <p>今後とも、社会経済情勢や国の動向等を注視し、必要に応じて支援策の検討を進めます。</p>			

番 号	陳情第30号	所管局	産業振興局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第6項（産業戦略部地域産業創造課、雇用推進課）</p> <p>資材や原材料の流通の歪みについては、現在、国の関係省庁が各分野の情報を集約しながら、流通の円滑化に向けた対応に努めていると認識しています。</p> <p>本市におきましても、今般の中東情勢の悪化等による影響に関しては、別途相談窓口を設置し、市内中小企業の状況把握に努め、各事業者の経営課題に応じた支援策をご案内しています。</p> <p>工場・家賃、リース料などの固定費、また電気・ガスなど光熱の高騰による中小企業者の負担増に対しては、本市では融資制度の案内をしています。具体的には、市内中小企業者の資金調達を円滑に進めるため、本市独自の無担保融資として大阪信用保証協会が保証する「堺市中小企業振興資金融資（市町村連携型）」と「堺市中小企業設備投資応援資金融資（市町村連携型）」を用意しています。</p> <p>さらに、堺市産業振興センターが保証する融資として「堺市中小企業活力強化資金融資」と「堺市創業者支援資金融資」を用意し、保証料を原則本市が全額負担する制度を設けており、諸費用面でも利用しやすいものとなっています。</p> <p>加えて、雇用維持に係る支援については、大阪労働局が支給申請窓口となる「雇用調整助成金」等を活用するなど、国や関係機関との連携を図りながら、市内企業が雇用を維持できるよう取組を進めます。</p> <p>今後とも、中小企業者を取り巻く経済情勢や経営実態に即した支援に努めます。</p> <p>第7項（産業戦略部地域産業創造課）</p> <p>資材や原材料の流通の歪みについては、現在、国の関係省庁が各分野の情報を集約しながら、流通の円滑化に向けた対応に努めていると認識しています。</p> <p>本市におきましても、今般の中東情勢の悪化等による影響に関しては、別途相談窓口を設置し、市内中小企業の状況把握に努め、経営課題に応じた支援策をご案内しています。</p> <p>また、適正な価格転嫁については、堺市産業振興センターの相談窓口等のほか、堺商工会議所において、価格転嫁特別相談窓口を設置し、価格転嫁・交渉に向けた準備支援、国や大阪府等が適正な中小受託取引を推進するために設置している相談窓口「取引かけこみ寺」の紹介等を行っています。</p> <p>今後とも、中小企業者を取り巻く経済情勢や経営実態に即した支援に努めます。</p>			

番 号	陳情第31号	所管局	市民人権局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第1項（市民生活部市民協働課）</p> <p>本市において、自治会は市民との協働による地域社会を構築する上で重要なイコールパートナーです。</p> <p>自治会は、住民同士の結束を強め、地域課題の解決等を通じて住民の生活環境をより良くする重要な役割を担っています。例えば、防犯パトロールや見守り活動、自主防災訓練など住民の安全安心につながる取組や、住民同士の交流促進・地域活性化を図る取組のほか地域の美化活動等の住環境の維持・改善に資する取組等多岐にわたる活動を実施しています。</p> <p>近年、社会情勢の変化により生活スタイルや価値観の多様化が進み、全国的に自治会加入率が減少傾向にあります。本市においても同様の傾向にあり、堺市自治連合協議会と連携・協力しながら転入者及び若い世代へのアプローチ等による自治会加入促進に取り組んでいます。</p> <p>今後も、持続可能な地域活動を見据え、住民の思いを尊重しながら地域の実情に応じた活動や支援のあり方、自治会と多様な主体との連携等について検討を進めます。</p>			

番 号	陳情第31号	所管局	建築都市局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第2項（都市整備部都心未来創造課）</p> <p>堺東エリアは、商業、業務、文化、行政、交通など多様な都市機能が集積する本市の中心的な拠点であり、多様な人々が集う魅力的な都市空間の形成をめざし、令和6年7月に「堺東エリアの市街地整備に向けた基本的な考え方」を策定し、公民連携による取組を推進しています。</p> <p>同基本的な考え方において、地方合同庁舎、拘置支所、郵便局及び年金事務所が立地する行政街区西側ゾーンは、多様な都市機能の導入及び高度利用の推進、並びに大小路筋沿いにおける賑わい空間の整備により、大小路筋沿道に人の流れを創出するゾーンとして位置づけ、これを基に、各施設の設定主体と意向把握及び意見交換を実施しています。</p> <p>今後とも、市民・事業者・行政が相互に連携・協力し、堺東エリアの将来像の実現に向けた取組を進めます。</p> <p>第3項（都市整備部都市整備推進課）（財政局財政部財産活用課）（堺区役所堺保健福祉総合センター堺保健センター）（教育委員会事務局学校管理部学校管理課）</p> <p>元第一幼稚園及び元堺保健センターは、平成23年4月に本市と都市再生機構が共同で耐震診断を実施した診断結果を受けて施設利用を停止しており、その後は、劣化等の状況を確認し必要に応じて修繕工事等を行っています。</p> <p>都市再生機構が所有する住宅部分の利用については、現在、所有者の判断により修繕等を行いながら、定期借家募集を導入するなどして利用を継続している状況です。本市としては、関係部局が連携の上、都市再生機構と耐震診断の結果や建物の劣化状況等の課題についての認識を共有しており、その上で、今後の対応の方向性について協議を引き続き進めます。</p> <p>また、元第一幼稚園の園庭については、地域の方々への利用のための短期貸付けを行っています。</p>			

番 号	陳情第32号	所管局	健康福祉局
件 名	行政手続の事務処理について		
<p>第1項、第2項（健康部精神保健課）</p> <p>精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療（精神通院）の更新手続は、各区保健センター（美原区は地域福祉課）での申請受付後、可否を判定し精神保健課で手帳の交付及び受給者証の発行を行っています。</p> <p>申請の処理に要する期間の目安として、標準処理期間を30日と設定していますが、年々申請件数が増加しており、現在当該手続に1か月以上の期間を要しています。また、診断書の記載内容で医療機関に追加確認が必要となったときは、2～3か月の期間を要する場合があります。</p> <p>そのため、制度を途切れなく利用できるように有効期限の3か月前に更新の案内文書を送付し、早期の申請を呼びかけ、ご協力をお願いしている状況です。</p> <p>これまでも手帳交付・医療支給認定用の専用端末の増設や職員の増員等により期間短縮に取り組んできましたが、より一層の事務の効率化等を図るなど、引き続き取組を進めますので、ご理解とご協力をお願いします。</p>			

番 号	陳情第33号	所管局	健康福祉局
件 名	加齢性難聴者への支援について		
<p>(長寿社会部長寿支援課)</p> <p>高齢者の方に多いとされる加齢性難聴は、地域特有の事象ではなく全国的な事象であることから、加齢性難聴者の補聴器購入助成は全国一律の基準で実施されるべきものと考えています。</p> <p>引き続き、国に対し補聴器購入に係る全国一律の公的補助制度の創設について政令指定都市共同で要望します。</p> <p>なお、本市では、高齢者が自身の聴力の変化に早期に気づき、医療機関の受診を含めた適切な対応につながるよう関係機関と連携して加齢性難聴に関する啓発に取り組んでいます。</p>			

番 号	陳情第34号	所管局	健康福祉局
件 名	HPV等ワクチンについて		
<p>第1項（保健所感染症対策課）</p> <p>HPVワクチンのリスクに関する情報は、厚生労働省等が公表している科学的知見に基づいた正確な情報を、本市ホームページ等で提供するように努めています。また、実施医療機関においても接種希望者に対し、各ワクチンの説明書等を用いて効果や副反応等について丁寧に説明するよう協力を求めています。今後も市民の方にリスクも含めワクチンに関する情報が正しく伝わるよう工夫を重ねます。</p> <p>第2項（保健所感染症対策課）</p> <p>現在掲載しているHPVワクチンの動画は、産婦人科の専門医に作成していただき掲載しているもので、高校生向けに生理のしくみや子宮頸がんの現状、ワクチンの効能又は効果、副反応について厚生労働省の資料等を用いて分かりやすくまとめられているため、引き続き活用したいと考えています。</p> <p>また、情報更新の必要があれば、関係者と協議の上、更新を行い、正しい情報の提供に努めます。</p> <p>第3項（保健所感染症対策課）</p> <p>本市においても子宮頸がんの予防と早期発見には、HPVワクチン接種に加え、定期的な子宮頸がん検診の受診が重要であると認識しています。</p> <p>20歳以降の方には、子宮頸がん検診の重要性を知っていただけるよう、HPVワクチンのページに堺市がん検診に関するページへのリンクを掲載していますが、この度、子宮頸がん検診の必要性に関する文章を新たに追記しました。今後も市民にとって分かりやすい情報提供に努めます。</p> <p>第4項（保健所感染症対策課）</p> <p>予防接種後副反応疑い報告は、安全性の評価及び適切な情報提供を行う上で極めて重要であると認識しています。</p> <p>予防接種法等に基づく予防接種後副反応疑い報告は、実施医療機関に対し報告を行うよう求めているところであり、国においても関係通知の発出等により、その周知・徹底が図られています。</p> <p>ご指摘のとおり、報告の適切な実施が重要であることから、今後も実施医療機関に対して制度の周知及び理解の促進に努めます。</p>			

番 号	陳情第35号	所管局	こども青少年局
件 名	放課後施策について		
<p>第1項（こども青少年育成部こども企画課）</p> <p>堺市子ども・子育て会議は、こども・子育て支援に関する様々な事項を調査審議するため、学識経験者をはじめ、子育てに関わる多様な分野の関係者などにより構成されています。</p> <p>学童保育は共働き家庭やひとり親家庭にとって重要な役割を担い、日々の子育てを支える上で欠かせないものであると認識しております。</p> <p>こども・若者、子育て家庭を取り巻く課題は、世帯構造や家族観の変化に伴う家庭をめぐる課題、つながりの希薄化といった地域社会をめぐる課題、加えて、ひきこもり、ヤングケアラー、児童虐待、いじめ、不登校など、多岐にわたっています。</p> <p>これらの課題に適切に対応するため、今後も、幅広い知見を有する方々にご意見をいただけるよう、次回令和9年度の委員改選時に向けて引き続き検討してまいります。</p>			

番 号	陳情第35号	所管局	教育委員会事務局
件 名	放課後施策について		
<p>第2項（1）（地域教育支援部放課後こども支援課）</p> <p>今年度変更となった事業者による一部ののびのびルームにおいて、令和8年4月1日の開室時に、業務仕様書に定める放課後児童支援員の配置基準を満たしていない状況を確認しています。</p> <p>大仙小学校においては、必要支援員6名以上に対し4名の配置、神石小学校においては必要支援員4名以上に対し2名の配置に加えて、大仙小学校では主任指導員も未選任であったことなど、現場では人員配置不足を認識しながら、その状況が事業者上層部に十分共有されないまま運営が開始されていました。</p> <p>本市としては、本事案を重く受け止め、当日直ちに事業者に対し、不足支援員の速やかな配置並びに業務仕様書に定める基準を満たした体制での運営をはじめ、支援員の採用計画及び配置体制の見直し、管理体制の強化及び再発防止策の実施を求める改善命令を行いました。</p> <p>改善命令を受け、事業者においては、受託しているルームの人員再配置等を行い、あわせて配置状況の確認のほか、運営体制の見直しなどの再発防止を講じ運営を行っています。</p> <p>また、事業者からの改善報告を受け、本市において人員配置及び運営内容等に関し巡回や聞き取りなどの確認を継続しています。</p> <p>第2項（2）（地域教育支援部放課後こども支援課）</p> <p>放課後児童対策事業の安定的かつ適切な運営を図る上で、業務の実施体制、従事者の人材育成や事業計画等「質」の確保は重要であると認識しています。総合評価一般競争入札における価格の配点割合を、堺市委託業務に係る総合評価一般競争入札実施マニュアルで基本とされている50%に変更しても、事業の「質」は確保できると判断し、評価の割合を変更しました。</p> <p>また、選定後においても、事業者変更による児童への影響を少なくするよう事業者間の業務引継ぎ等を通じ、保育内容の円滑な継承に向けた取組を行っています。</p> <p>さらに、業務仕様書に基づく運営の徹底や研修の実施、所管課による巡回・指導等を通じて、継続的に事業の質の確保と向上に取り組んでいます。</p> <p>事業者引継ぎ時の事業者への確認の強化や運営状況の把握を徹底することで、より一層の事業の質の確保に努めます。</p>			

番 号	陳情第35号	所管局	教育委員会事務局
件 名	放課後施策について		
<p>第3項(1)(2)(地域教育支援部放課後こども支援課)</p> <p>「おやつ提供の希望制(希望しない場合は申出)」開始にあたり、指導員が同じ認識のもと対応できるよう、児童一人一人へ丁寧・柔軟な対応を行うよう事業者向けに「おやつ希望制にかかる運営の手引き」を作成しました。</p> <p>運用開始後は、この手引きを参考に、おやつを食べる児童と食べない児童を教室で分けたり、体育館や運動場など別の場所で活動したりするなど、運営面で特に大きな問題が無いとの報告を受けており、各ルームの状況に応じた円滑な運営を行っていることを確認しています。</p> <p>「おやつ提供の希望制(希望しない場合は申出)」の運用に当たっては、児童の心理面への配慮が重要であり、引き続き運営事業者及び保護者と連携し、児童にとって安心して過ごせる環境の提供に取り組めます。</p> <p>また、提供実施前の令和8年3月9日から19日にかけて実施したおやつ提供の中止理由を伺う利用意向アンケートについては、総利用人数8,615名に対し、2,308名から回答があり(回答率26.8%)、このうち「おやつ提供を希望しない(中止届を提出した、または提出予定)」と回答した件数は465件で、回答があった件数の20.1%を占めました。</p> <p>実際に、おやつ提供中止の申し出があった人数については、令和8年5月1日時点で、利用登録者9,365人のうち1,046人であり、全体の11.2%となっています。</p> <p>業務仕様書では、おやつについて「安全面及び衛生面に十分配慮し、児童同士や業務従事者とのコミュニケーションの機会として捉え、児童がなごやかに、落ち着いて喫食を楽しめるようにすること」「栄養面や活力面から必要とされるものを適切に提供し、生菓子などの傷みやすいものや児童がのどに詰めやすいものなどは避け、個別包装による乾燥菓子など傷みにくいものとする」としています。</p> <p>第4項(地域教育支援部放課後こども支援課)</p> <p>指導員の追加配置については、ルームの状況を熟知している運営事業者が、観察による加配の判定を本市に依頼し、必要な場合に配置を行うものとしています。</p> <p>配慮が必要なこどもの育成支援が適切に図られるように、全体での活動を見守りながらも必要に応じて個別の対応ができるよう職員を配置する等の配慮した取組を運営事業者に求めます。</p>			

番 号	陳情第35号	所管局	教育委員会事務局
件 名	放課後施策について		
<p>第5項（地域教育支援部放課後こども支援課）</p> <p>本市では、放課後児童対策等事業として3つの事業を実施してきましたが、校区により利用できる事業が異なり、開設時間や利用料金等に違いがあるなど、制度の複雑化及び公平性に課題があったことから、令和10年度から「のびのびルーム」を基とした新たな制度への統一を予定しています。</p> <p>令和8・9年度はその準備期間として、新制度の具体的な実施内容の検討、放課後児童支援員の人材育成など安定的な配置体制の確保のほか、地域や運営事業者との事業調整等を進めています。</p> <p>制度統一に当たっては、事業の安定的な運営や児童の育成支援が重要であると考えており、今後も、児童の最善の利益を最優先に、児童が安心して過ごし、充実した放課後を実感できる活動の実現をめざし取組を継続していきます。</p>			

番 号	陳情第36号	所管局	建設局
件 名	登美丘南公園の周辺整備について		
<p>第1項（公園緑地部公園緑地整備課）</p> <p>丈六中池の排水の現況やご要望の内容につきましては、池の管理者と共有します。なお、蚊の発生しやすい環境となっている竹や雑木については、今回の周遊路整備工事において撤去する予定です。</p> <p>第2項（公園緑地部公園緑地整備課）</p> <p>低い照明灯は、いたずらによる破損等のリスクに加え、照射範囲が限定的で周囲の見通しが確保しにくく、人物の視認性が十分に確保されないなど防犯上の課題があります。このため、周遊路沿いには高さ約4.5mのLED照明灯を設置し、夜間の安全な利用に必要な明るさを確保します。なお、照明灯については、適宜遮光板を設置する等、住宅側への光の漏れを抑えるよう十分に配慮します。</p> <p>第3項（公園緑地部公園緑地整備課）</p> <p>西側の周遊路は住宅に隣接しているため、プライバシー及び安全への配慮として植栽帯を設ける予定です。植栽については、高木とした場合に圧迫感や日照への影響、落ち葉や枝葉の越境等が懸念されるため、これらの影響を抑えるため高さを抑えた中木や低木を中心に選定します。具体的には、ヒイラギモクセイ等により防犯性の向上とプライバシー保護を図ります。また、春に花を咲かせるツツジ等の樹種を組み合わせ選定する予定です。</p> <p>第4項（公園緑地部公園緑地整備課）</p> <p>今回の周遊路整備工事につきましては、既存の池の形状を可能な限り維持することを前提として計画しています。このため、本工事において、ご要望のような新たな進入路（軽量橋の整備等）を設けることは計画していませんが、将来の登美丘南公園全体の整備の際には、園内の歩行者導線について、改めて検討します。</p>			

番 号	陳情第37号	所管局	建築都市局
件 名	公共交通について		
<p>第1項（1）（交通部交通政策課）</p> <p>ご要望いただきましたバス路線の増便については、経営状況・事業性等を踏まえて事業者が総合的に判断されると考えています。当該地域を運行している南海バス株式会社に確認したところ、「新たに車両・乗務員を用意して路線を増便する場合は、乗務員の確保が非常に困難な状況であること、また多額の費用が掛かることから、事業性・採算性を踏まえ極めて慎重な判断が必要となります。そのため、現在のところご要望の内容を実施する予定はございません。」とのことです。</p> <p>公共交通は市民等の多くの方に利用していただくことにより、路線の維持確保、ひいては交通事業者によるサービス向上にもつながるものと考えており、本市としては、引き続き交通事業者と連携・協働し、公共交通の利便性向上及び利用促進に努めます。</p> <p>第1項（2）（交通部交通政策課）</p> <p>路線バスにおいて、様々な利用者の希望する全ての目的地に応じて、バス路線を設定することは困難であり、目的地まで既存の公共交通を乗り継いでご利用いただくことにより、それぞれの路線を維持・確保しています。</p> <p>ご要望いただきましたバス路線の新設については、経営状況・事業性等を踏まえて事業者が総合的に判断されると考えています。当該地域を運行している南海バス株式会社に確認したところ、「新たに車両・乗務員を用意して路線を新設する場合は、乗務員の確保が非常に困難な状況であること、また多額の費用が掛かることから、事業性・採算性を踏まえ極めて慎重な判断が必要となります。そのため、現在のところご要望の内容を実施する予定はございません。」とのことです。</p> <p>公共交通は市民等の多くの方に利用していただくことにより、路線の維持確保、ひいては交通事業者によるサービス向上にもつながるものと考えており、本市としては、引き続き交通事業者と連携・協働し、公共交通の利用促進や乗り継ぎ利便性向上に努めます。</p> <p>第1項（3）（交通部交通政策課）</p> <p>ご要望いただきましたバス路線の経由については、経営状況・事業性等を踏まえて事業者が総合的に判断されると考えています。当該地域を運行している南海バス株式会社に確認したところ、「既存路線のルートを変更する場合、所要時分の大幅な増加は避けられず、現在の車両数・乗務員数では運行本数の維持が困難となります。そのため、現在のところご要望の内容を実施する予定はございません。」とのことです。</p> <p>公共交通は市民等の多くの方に利用していただくことにより、路線の維持確保、ひいては交通事業者によるサービス向上にもつながるものと考えており、本市としては、引き続き交通事業者と連携・協働し、公共交通の利便性向上及び利用促進に努めます。</p>			

番 号	陳情第37号	所管局	建築都市局
件 名	公共交通について		
<p>第1項(4)(交通部交通政策課)</p> <p>おでかけ応援制度は、路線バスと阪堺電車の利用にかかる通常運賃について「おでかけ応援カード」を提示することにより1乗車100円でご利用できる制度です。一方で、乗り継ぎ制度に関しては各交通事業者の経営判断により実施されるものです。</p> <p>この点について南海バス株式会社に確認したところ、「現在、乗り継ぎ制度は実施しておらず、仮に実施する場合にはその減収分を補う原資が無く営業収支の悪化が見込まれるため、検討はいたしかねます。」とのことです。</p> <p>第2項(1)(交通部交通政策課)</p> <p>本市では鉄道駅から800m、阪堺電車や路線バスの停留所から300m以上離れた地域の方の日常生活に必要な移動手段を確保するため、堺市乗合タクシーを運行しています。</p> <p>ご要望があった地域については、周辺に路線バスの停留所が設置されていますので、路線バスをご利用いただきますようお願いいたします。</p> <p>第2項(2)(交通部交通政策課)</p> <p>堺市乗合タクシーは、日常生活に必要な買い物や通院などの移動手段を確保するため、現行の運行時間を設定しています。また、堺市乗合タクシーは、既存のタクシー事業者に委託して運行しており、使用している車両は通常営業している車両と共用して運用していることから、一般タクシーの利用が集中する時間帯まで運行時間を拡大した場合、人員・車両の確保や運行コストの増加などの課題があるため、現時点では利用時刻の拡大は予定していません。</p> <p>予約締切時間の改善については、これまでの利用者等からの要望を踏まえ、令和8年5月18日からのWEB予約システムの導入によりこれまでの乗車の「2時間前」から「1時間半前」へと改善しています。引き続き交通事業者と連携し、利便性向上に取り組みます。</p>			

番 号	陳情第37号	所管局	建設局
件 名	公共交通について		
<p>第3項（1）（2）（土木部南部地域整備事務所）</p> <p>福田地域も含め国道310号等の一部歩道は、歩道が車道より高く店舗等の車両出入口部分で歩道が切り下げられているため、歩道に勾配が生じているほか、幅員が狭い箇所があります。</p> <p>道路の段差の対策や、歩道の安全な通行幅員の確保については、国道310号で歩道勾配緩和等の工事を年次計画的に進めているところです。福田地域においては直近の工事予定はありませんが、急勾配で歩行の支障となる箇所がないか再度調査を行い、歩道勾配緩和等工事の検討を行います。</p> <p>鉄板蓋の安全対策についても調査を行い、必要に応じて、歩道上の側溝蓋を滑り止め加工した蓋にすることで安全に通行できる幅員の確保に努めます。</p> <p>第3項（3）（土木部南部地域整備事務所）</p> <p>福田地域も含め本市が管理する道路については、安全な通行を確保するため、日常的な道路パトロールを実施しています。路面の陥没や著しい亀裂、大きな段差など、通行に重大な支障をきたす危険な箇所を発見した場合や、市民の皆様から情報提供をいただいた場合には、現場を確認のうえ、緊急性の高い箇所から順次、応急処置や工事発注により修繕します。</p>			

番 号	陳情第38号	所管局	建築都市局
件 名	公共交通について		
<p>第1項（交通部交通政策課）</p> <p>路線バスにおいて、様々な利用者の希望する全ての目的地に応じて、バス路線を設定することは困難であり、目的地まで既存の公共交通を乗り継いでご利用いただくことにより、それぞれの路線を維持・確保しています。</p> <p>泉ヶ丘駅から鳳駅へは、南海泉北線とJRの併用、路線バスとJRの併用などによりアクセスすることができます。</p> <p>今回いただきましたご要望について、これまで当該地域を運行している南海バス株式会社にお伝えしていましたが、改めて確認したところ、「現在、燃料費高騰等による運行コストの増大に加えて、深刻化する運転士不足により既存路線の運行を維持することが非常に厳しい経営状況です。ご提案のあった「泉ヶ丘駅～鳳駅前間」のバス路線新設については、新たに車両と乗務員を用意して運行するため、多額の費用が掛かります。また、既に泉ヶ丘からJR阪和線の駅にアクセスするバス路線として「泉ヶ丘駅～津久野駅前間」を運行しており、泉ヶ丘からJR鳳駅までの路線新設はJRアクセスという観点でいわゆる「自社路線同士の競合」となり、既存路線の減収などの影響も極めて大きいと考えます。仮に、既存路線である「泉ヶ丘駅～津久野駅前間」を活用し、鳳駅前を利用可能とした場合、所要時間の大幅な増加が不可避であり、現在の車両数・乗務員数では今の運行本数を維持できず、既存の津久野駅前利用者の旅客離れにつながり、事業性・採算性を踏まえると既存路線の活用は難しい。」とのことです。</p> <p>公共交通は市民等の多くの方に利用していただくことにより、路線の維持確保、ひいては交通事業者によるサービス向上にもつながるものと考えており、本市としては、引き続き交通事業者と連携・協働し、公共交通の利用促進や乗り継ぎ利便性向上に努めます。</p> <p>第2項（交通部交通政策課）（健康福祉局長寿社会部長寿支援課、障害福祉部障害施策推進課、生活福祉部地域共生推進課）（こども青少年局こども青少年育成部こども企画課、こども育成課）</p> <p>おでかけ応援制度は、高齢者の社会参加と健康増進を促し、また、公共交通機関の利用促進による維持確保を図ることを目的とし、65歳以上の堺市民の方が市内の路線バスと阪堺電車を1乗車100円で利用できる制度です。この制度趣旨に鑑み、対象年齢未満のこども、障害者、妊婦及び生活困窮者を対象とする予定はありません。</p> <p>本市としては、今後とも庁内関係部署や交通事業者と連携しながら、公共交通の利用促進及び維持確保に努め、高齢者の社会参加及び健康増進を推進します。</p>			

番 号	陳情第38号	所管局	建築都市局
件 名	公共交通について		
<p>第3項（交通部交通政策課）</p> <p>おでかけ応援制度は、路線バスと阪堺電車の利用にかかる通常運賃について「おでかけ応援カード」を提示することにより1乗車100円でご利用できる制度です。一方で、乗り継ぎ制度に関しては各交通事業者の経営判断により実施されるものとなっています。</p> <p>この点について南海バス株式会社に確認したところ、「現在、乗り継ぎ制度は実施しておらず、仮に実施する場合にはその減収分を補う原資が無く営業収支の悪化が見込まれるため、検討はいたしかねます。」とのことです。</p>			

番 号	陳情第39号	所管局	教育委員会事務局
件 名	支援学校について		
<p>第1項(1)(2)(3)(学校教育部支援教育課、学校管理部学校施設課)</p> <p>児童生徒数については、これまで増加傾向が続いてきたものの、直近では増加率は鈍化している状況にあります。また、地域の小中学校における支援学級在籍者数は、令和8年度から減少に転じています。</p> <p>一方で、支援学校への就学動向は、個々の教育的ニーズや就学判断、地域の受入体制など様々な要因に影響されることから、将来の見通しを的確に捉えることや、高い精度での推計を行うことは難しい側面があると認識しています。そのため、こうした状況を踏まえつつ、推計に関わる各種係数の把握や分析に取り組んでおり、可能な限り実態に近い見通しの把握に努めています。</p> <p>百舌鳥支援学校については、これまで、トイレや外壁、屋上防水等の改修工事を実施しており、昨年度は体育館への空調整備工事や既設空調設備の更新工事を行いました。今後も必要に応じた改修・修繕を実施します。</p> <p>校区割については、中学校区や通学バスの乗車時間に加え、小学部・中学部から高等部への進学を見据えた教育の連続性、接続性の確保なども踏まえ、限られた教育資源の有効活用の観点から、総合的に勘案して設定しているものです。そのため、通学距離だけで校区割の再編を判断することは難しいと考えています。</p> <p>百舌鳥支援学校を含む市立支援学校全体のあり方については、児童生徒数の推移を見極めたうえで、整備計画の必要性を含めて検討します。</p> <p>第2項(1)(学校教育部支援教育課)</p> <p>支援学校に在籍する児童生徒の個々に応じた支援の安定的な継続及び、より良い教育環境の提供という観点に加え、百舌鳥支援学校宮園分校への転籍を希望されなかった保護者の皆様に対し、令和9年度以降に改めて転籍の有無をご判断いただくことによる心理的負担も考慮すると、百舌鳥支援学校及び上神谷支援学校から百舌鳥支援学校宮園分校への転籍は、同校が開校した令和8年度に限定することが望ましいと考えています。</p> <p>なお、百舌鳥支援学校宮園分校においては、個々の児童生徒の発達段階に応じ、「他学年と交流できる教育課程の編成」や「個別指導の充実」、「体験学習や校外学習の充実」等の工夫により、教育活動の一層の充実に取り組みます。</p>			

番 号	陳情第39号	所管局	教育委員会事務局
件 名	支援学校について		
<p>第2項(2)(学校教育部支援教育課、学校管理部学校施設課)</p> <p>学校施設のバリアフリー化については、障害のある児童生徒が支障なく安心して学校生活を送ることができるようにするため、重要であると認識しています。</p> <p>校舎の上下階の移動については、宮園小学校に設置されているエレベーターを共用で利用することを想定し、4月の開校当初から運用しています。</p> <p>なお、移動に当たって配慮が必要な児童生徒については、児童生徒の個々の障害の状況を踏まえ、クラス配置における配慮や教職員による介助などにより、学校敷地内の移動が円滑に行えるよう必要な配慮に努めます。</p> <p>第2項(3)(学校管理部学務課、学校教育部支援教育課)</p> <p>特別支援学校スクールバスについては、乗車する児童生徒の負担軽減とバスの安全な運行の確保を目的として、これまで増便や運行コースの見直しを図ってきました。令和8年第3回市議会では、児童生徒の一層の負担軽減を図るため、令和9年度からバスを増便するための補正予算案を提出しています。</p>			

番 号	陳情第40号	所管局	教育委員会事務局
件 名	図書館行政について		
<p>第1項（中央図書館総務課）</p> <p>教育委員会では、「中央図書館基本指針～図書館サービス機能の向上のために～」及び、図書館ニューデザインプロジェクトチームでの議論を踏まえ、令和7年12月に「中央図書館再整備に向けた基本的な考え方」を策定しました。</p> <p>「中央図書館再整備に向けた基本的な考え方」では、現在の中央図書館が担う機能を、資料の管理・保管及び、物流ネットワーク、企画推進・広報業務などの全館運営支援による、市立図書館全館のバックアップ機能である「中央図書館センター機能」と、貸出・返却・レファレンス等をはじめとした利用者サービスによる地域・図書館としての機能である「中央図書館パブリックサービス機能」の2つの機能に整理し、両機能の特色を踏まえた整備について検討することとしています。</p> <p>第2項（中央図書館総務課）</p> <p>「中央図書館センター機能」と「中央図書館パブリックサービス機能」のそれぞれがめざすサービスをより効率的に実施する観点から、再整備の候補地として「中央図書館センター機能」を世界遺産・大仙公園エリア、「中央図書館パブリックサービス機能」を都心部に置くことが最良と考えています。</p> <p>第3項（中央図書館総務課）</p> <p>中央図書館センター機能については、「深い学びの研究拠点」としての機能の強化と、市立図書館全体の資料管理と全館運営支援にあたる機能の特化により、本市図書館サービスを支える基盤としての機能の効率化を検討します。</p> <p>また、中央図書館パブリックサービス機能については、図書館が従来から担ってきた図書や資料の提供による個人的な学習支援の役割に加え、図書や資料のほか、施設を有効活用して「人が集い、交流する場所」を創出すること、それにとどまらず、場を活用した地域の課題解決につながる役割を果たすこと、あわせて、利用目的に応じた居心地の良い空間、家や学校、職場以外の第三の場（サードプレイス）としての機能充実を検討します。</p> <p>なお、引き続き、近年開館した図書館に視察を行うなど、他自治体の事例も研究します。</p> <p>第4項（中央図書館総務課）</p> <p>「(仮称)中央図書館パブリックサービス機能基本構想」の策定については、実際に図書館を利用している市民やこれまで利用していない市民の多様な意見とニーズをお聴きしながら取り組みます。</p>			

番 号	陳情第40号	所管局	教育委員会事務局
件 名	図書館行政について		
<p>第5項（中央図書館総務課）</p> <p>「（仮称）中央図書館パブリックサービス機能基本構想」の策定において、持続可能で市民ニーズを踏まえた質の高い図書館サービスを実現する観点から、専門的な知見を有する図書館司書職員も関与し、その意見を反映していくことが重要であると考えています。</p>			

令和 8 年 第 3 回市議会(定例会)陳情回答綴

令和 8 年 6 月 発行

編集・発行 堺 市 議 会

〒590-0078 堺市堺区南瓦町 3 番 1 号

TEL 0 7 2 - 2 3 3 - 1 1 0 1

URL <http://www.city.sakai.lg.jp/shigikai/>

堺市配架資料番号
1-B2-26-0051